

Apple v. Samsung 事件の陪審団、Samsung 社が支払うべき損害賠償額を算定

2018年5月28日

JETRO NY 知的財産部

柳澤、笠原

カリフォルニア州北部地区連邦地裁に係属中の Apple Inc. v. Samsung Electronics Co. 事件において、陪審団は5月24日、Samsung 社が Apple 社の特許権 2 件、意匠特許権 3 件を侵害したことによって支払うべき損害賠償額を約 5 億 3,860 万ドルと算定した。内訳は、特許権侵害に対する損害賠償が約 530 万ドル、意匠特許権侵害に対する損害賠償が約 5 億 3,330 万ドルとなっている。

この事件は、最高裁が2016年12月に、Apple 社の意匠特許権を侵害した Samsung 社に命じられる損害賠償について、「意匠特許権者は消費者に販売された侵害製品の総利益を常に回収する権利を持たない。侵害製品が複数の部品で構成される場合、損害賠償金が侵害部分に対応する額に限定される場合がある。」などとして、「米国特許法第 289 条¹は意匠特許が付された製品 (article of manufacture bearing the patented design) から得られる総利益を意匠特許権者に与えることを明確に許可している」と判示した CAFC の判決を覆した²ことによって、地裁に差し戻され、再び損害賠償額の算定が行われているもの。

差し戻し審において、Apple 社は「Samsung 社は、Apple 社の意匠特許権 3 件を侵害したことに対する損害賠償として 10 億ドル超、また、特許権 2 件を侵害したことに対する損害賠償として 500 万ドルを支払うべきである」と主張したが、Samsung 社は「損害賠償額は意匠特許権 3 件の侵害に対して 2,800 万ドル、また、特許権 2 件の侵害に対して 500 万ドル未満とされるべきである」と主張していた。

地裁の Lucy Koh 判事は、意匠特許権侵害に係る損害賠償額を算定するにあたって、侵害製品全体から得られる利益に基づいて算定するか、製品のうちの侵害部分から得られる利益に基づいて算定するかについては、4 要素テスト (①意匠特許のクレーム範囲、②製品全体における意匠特許の顕著性、③意匠特許がクレームする意匠は概念的に侵害製品全体から区別されるか否か、④意匠特許がクレームする意匠は使用者または販売者が侵害製品全体から物理的に分離できる部品に係

¹ 米国特許法 289 条 (35 U.S.C. 289.)

Whoever during the term of a patent for a design, without license of the owner, (1) applies the patented design, or any colorable imitation thereof, to any article of manufacture for the purpose of sale, or (2) sells or exposes for sale any article of manufacture to which such design or colorable imitation has been applied shall be liable to the [patent] owner to the extent of his total profit,

² 最高裁判決の概要：https://www.jetro.go.jp/ext_images/lpnews/us/2016/20161207.pdf

るものか否か)に基づいて決定するとし、陪審団はこれに基づいて今回の損害賠償額の算定を行った。

陪審団がどのように算定したかという点についての詳細は明らかになっていないが、Apple 社の意匠特許のうち少なくとも GUI に関する意匠特許、すなわち、角が丸い四角形の多数のアイコンの配列に関する意匠特許 (D' 305) については、製品全体と切り離して考える説得力ある手法は見つからなかったと語った陪審員がいるとのこと。

今後、地裁判事はこの評決を支持する実質的な証拠があるかを調べ、それがあれば評決と陪審員説示とをもって地裁での審理を終了する。

本事件の今後について、有識者の見解は分かれており、Samsung 社は控訴するのではないかと予測する者がいる一方、両社は和解するのではないかとの見解を持つ者もいる。

(以上)